離婚届(裁判離婚)記入例

			9		ye.				
・夫婦の本		0.00	受理 平成	年	月日子	爸送 平成	年 月	1 1	
籍地の市区	離り	昏 届	第		号				
町村長宛に			送 付 平成	年	月日			長印	
届出します。	平成 25 年	6月 3日届出	COCCUS TABLE AND	# 1	100			Tec els	
本籍地に届	120 +	O // O D ///	第		号				
出できない	\		書類調査 戸第	簡記載 記載	調査調査署	票 附票	住民票	通 知	
時は、必ず	→ 名古屋市	可中区長殿						/	
戸籍謄本が	(よみかた)	夫 あいち	t:	ろう	妻 あい	5	はな	= /	
必要です。 (1	氏 名	氏 愛知		名			名 花子	_ / /	
氏名は婚姻	生年月日	昭和33		4 ∄		₩ 【和34年	4月	/ ₃ ∦	
中の姓で、夫		名古屋市中							
帚それぞれが 署名し、生年	住 所		A		名古屋市中区1丁目				
日も記入し	(住民登録を)	3	番 3号		rmate S.	1 番	シ 1 _号	$/\!\!-\!\!\!-\!\!\!-$	
きす。	(しているところ)	世帯主 愛知 太 の氏名 愛知 太	:郎		世帯主 の氏名	知花子	/		
字訂正 字加入 (2	本 籍	愛知県名古	量市中区57	Г目5		番地番	D		
字加入 2	外国人のときは 国籍だけを書い てください	筆頭者 の氏名 愛知	太郎						
屋愛	父母との続き柄	夫の父 愛知	一郎	続き柄	妻の父	名古屋 終	計 計	売き柄	
出知	(他の養父母は) その他の欄に 書いてくだざい		松子	長男	母	•	子	二 女	
fi (3 (4	離婚の種別	□協議離婚 ☑調停 平成25年 □審判	月	日成立 [日確定 [□和解 □請求の認識 □判決	年 年 年	月	日成立 日認諾 日確定	
・調書等で	婚姻前の氏に	□夫 は 図もと 図妻 は □新し	の戸籍にも い戸籍をつ			يومپ	そうじ		
日付を確認	もどる者の本籍 愛知県名古屋市中区7丁目7 番 の氏名 名古								
の上、記入してください。		夫が親権 を行う子	E	1	妻が親権 を行う子	愛知 竹	- 1		
してくたさい。	う同居の期間	平成15 (同居を始め7		から		平成25 年 (別居した		₹ T	
(8	別居する前の 住 所		市中区3丁			1	^對 3 _号		
(9	別居する前の)) 世帯のおもな 仕事と	□ 1. 農業策決・に □ 2. 自由業・個(日本・図)のでは、 □ 3. 企業世帯(日本・図)のでは、 □ 4. 3にあ者はまり □ 5. 1 七事をしている	き・サービス業等 1等(官公庁は附 1たは1年未満の 5ない常用勤労者 1はまらないその	手を個人で経営 除く)の常用館 対数約の雇用者 計世帯及び会名)他の仕事をし	書している世帯 助労者世帯で勤 計は 5) 土団体の 役員の	世帯(日々ま		100049907	
(10) 夫妻の職業	(国勢調査の年… 夫の職業	年…の4月1	日から翌年3	月31日までに 妻の職業	雷出をすると?	きだけ書いてく	(ださい)	
	そ の 他							←	
婚姻中の氏で署名 押印してください。	届 出 人 署 名 押 印	夫		印	妻 愛 気	0 花子	\leftarrow	知即	
	事件簿番号					住	定年月	H	
			•			夫	<u>.</u>		
						妻	* :		

- ・裁判確定日から10日以内に届出してください。
- ・10日を経過した場合は簡易裁判所宛の戸籍届出期間経過書(理由書)を書いて頂きます。
- ・申立人が10日以内に届出しない時や死亡、行方不明の時は、相手方から届出することができます。
- ・住民登録をしているところの住所と、世帯主の氏名を記入します。 (今回の例は、別居して住民登録も変更してあるケース)
- ・夫婦の本籍地と戸籍筆頭者の氏名を記入します。(戸籍筆頭者とは、戸籍の一番はじめに記載されている人)

本籍は、住所と違う場合がありますので、戸籍簿で確認しておきましょう。ただし、外国籍の人は 国籍だけの記入になります。

		証	人	(協議高	維婚のと	:きだけ必要です)			
署	名				卸				印
押	印			100.00				1.112	
生年	月日		年	月	日		年	月	日
住 所									
	РЛ			番地番	号			番地 番	号
本	atr								
	籍			番地 番				番地番	

・夫婦それぞれの父母の氏名を書き入れます。父母が婚姻中の場合、母の姓は不要で、名だけを記入します。

- ・該当するところにチェック印を入れて、その人の本籍も記入します。ただし、離婚後も婚姻中の姓を名乗る場合、この欄は空白にして、別に"離婚の際に称していた氏を称する届"を提出しなければなりません。
- ・申立人でない人が届出する場合は、原則、婚姻前の戸籍に戻ります。
- ・新しい戸籍を作る希望がある場合は、「その他欄」に、下記の通り記入してください。

「新戸籍編製の申出をします。新本籍 ○○県○○市○○町○番地 愛知 花子(氏名) 印(←夫とは別の印)」

なお調停調書等に記載のある場合は不要です。

・未成年者の子がいる場合は、調書等に親権者が記載されています。

・国勢調査のある年の4月1日から翌年の3月31日までに、離婚届を提出するときだけ、それぞれの職業 を記入します。

・父母が養父母の場合、ここに記入します。

・届出人は、原則として申立人です。

・申立人が、10日以内に届出しない時や、死亡・行方不明の時は、相手方から届出できます。

日中連絡のとれるところ 電話() 自宅 勤務先 呼出(方)

・昼間の連絡先を記入してください。・携帯番号でも結構です。